

はり、きゅう施術費の助成について

被保険者の健康の保持増進のため、広域連合が指定したはり師、きゅう師（以下「施術担当者」という。）から受けた「はり」、「きゅう」について、施術料金の一部を助成しています。



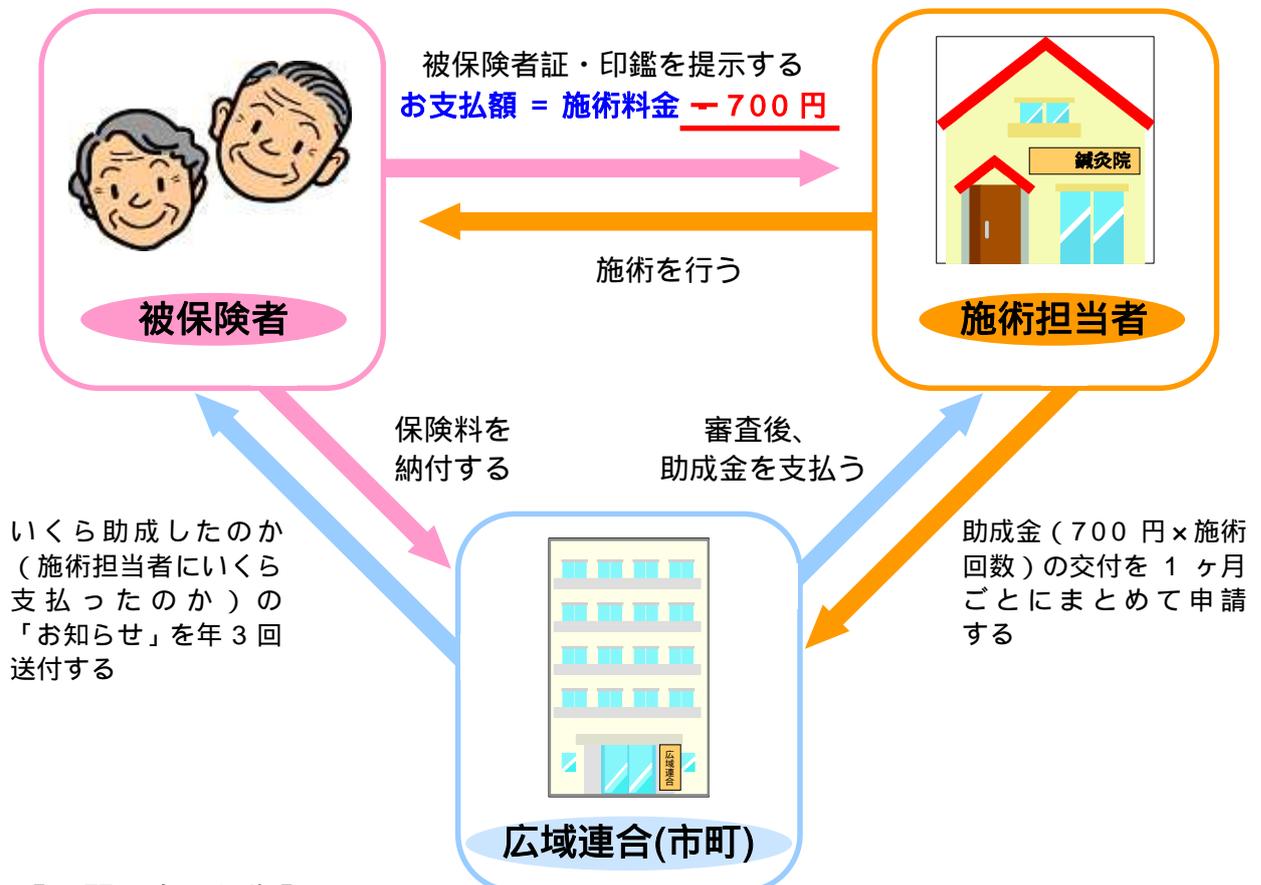
助成の内容

対象者	長崎県後期高齢者医療の被保険者
対象施術	広域連合が指定したはり師、きゅう師が行うはり、きゅう （保険診療による施術(医師が必要と認めた施術)の施術と同じ日に同じ施術所で受けた施術）は、助成の対象外です。
助成内容	施術 1 回につき 700 円 助成の対象となる施術は <u>1 日 1 回</u> とし、 <u>1 ヶ月に 5 回</u> を超えることはできません。
助成の受け方	被保険者証及び印鑑を提示して、施術を受けることで、施術料金の一部が助成されます。

複数の施術所で施術を受けることで、回数制限を超えた場合、その超過分について、被保険者の方から返還していただく場合があります。

（例）被保険者 A さんが、平成 22 年 4 月に 鍼灸院で 4 回、 鍼灸院で 3 回の施術を受けた場合、1 ヶ月で計 7 回となり、2 回の回数超過となります。

助成の仕組み



【お問い合わせ先】

長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

電話：095-816-3930